

監査報告書

2020（令和2）年5月20日

学校法人 神戸女学院
理事 会 御中
評議員会 御中

学校法人神戸女学院

監事 下村 俊子 ㊞

監事 梅田 玲子 ㊞

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人神戸女学院寄附行為第10条の規定に基づき、学校法人神戸女学院の2019(令和元)年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査しました。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するととともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

加えて、監査の実効性をより高めるため、学校法人神戸女学院の内部監査室とも連携して業務の管理運営状況等につき情報交換を行うと共に、学院内各部署の方々から業務上の主要事項について聴取しました。

監査の結果、学校法人神戸女学院の業務に関する決定及び執行並びに理事の業務執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上